



木瓜（ボケ）

掲載 令和8年度 税制改正(案)のポイント

3月

2026 (令和8年)
弥生 - MARCH -

20日・春分の日

日	1	15	29
月	2	16	30
火	3	17	31
水	4	18	・
木	5	19	・
金	6	20	・
土	7	21	・
日	8	22	・
月	9	23	・
火	10	24	・
水	11	25	・
木	12	26	・
金	13	27	・
土	14	28	・

3月の税務と労務

国 税	令和7年分所得税等の確定申告 2月16日～3月16日	国 税	7月決算法人の中間申告 3月31日
国 税	個人の青色申告の承認申請 3月16日	国 税	4月、7月、10月決算法人の消費税 等の中間申告(年3回の場合) 3月31日
国 税	贈与税の申告 2月1日～3月16日	地方税	個人の都道府県民税、市区町村民税、 事業税(事業所税)の申告 3月16日
国 税	2月分源泉所得税の納付 3月10日		
国 税	個人事業者の令和7年分消費税等の 確定申告 3月31日		
国 税	1月決算法人の確定申告 (法人税・消費税等) 3月31日		

ワンポイント 電子証明書の有効期限

スマホ申告でマイナンバーカードを利用する際は、電子証明書の有効期限にご注意ください。マイナンバーカードの有効期限は発行から10回目の誕生日(18歳以上の場合)までですが、電子証明書は5回目の誕生日までです。電子証明書の有効期限は券面の記載またはマイナポータルで確認することができます。



自民党と日本維新の会が昨年12月に公表した令和8年度与党税制改正大綱では、投資促進税制やインボイス制度の見直し、基礎控除などの見直しが盛り込まれています。表1では、前年以前の改正事項も含め、適用時期が今年以降の税制改正項目を掲載しています。

1 特定生産性向上設備等投資促進税制の創設

青色申告書を提出する法人が、生産等設備を構成する機械装置などのうち一定の規模以上（表2参照）のもので、産業競争力強化法の改正法の施行日から令和11年3月31日までの間に経済産業大臣の確認を受けた特定生産性向上設備等（仮称）に該当するものの取得等をし、これを国内にあるその法人の事業の用に供した場合で一定の要件を満たすときは、その事業の用に供した日を含む事業年度において、即時償却または税額控除のいずれかを選択適用することができます。

特定生産性向上設備等とは、産業競争力強化法の実施期に導入に係る投資計画に記載された生産等設備を構成する生産性向上設備等の取得価額の合計額が、中小企業者等については5億円以上であることなど、一定の要件を満たすものをいいます。

2 インボイス制度の経過措置

個人事業者である適格請求書発行事業者の令和9年及び令和10年に含まれる課税期間のうち、免税事業者が適格請求書発行事業者となったこと又は課税事業者選択届出書を提出したことにより事業者免税点制度の適用を受けられないこととなる課税期間については、納付税額をその課税期間における課税標準額に対する消費税額の3割とすることができるようになります。

また、適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る税額控除の経過措置における控除割合

についても見直されます（表3参照）。なお、一の免税事業者等から行うその経過措置の対象となる課税仕入れの合計額がその年又は事業年度で1億円を超える場合には、その超えた部分の課税仕入れについて経過措置の適用を受けることができません。

3 基礎控除の見直しなど

基礎控除について、合計所得金額が2,350万円以下である個人の控除額が4万円引き上げられ62万円になります。また、基礎控除の特例についても、一定額引き上げられます。

基礎控除の引上げに伴い、同一生計配偶者や扶養親族などの要件も見直されます。これらの改正は、令和8年分以後の所得税について適用されます。

4 防衛特別所得税（仮称）の創設

今回の改正で、防衛特別所得税（仮称）が創設されます。

所得税の納税義務者は、防衛特別所得税を納税する義務があります。また所得税の源泉徴収義務者は、その源泉徴収に係る所得税の額につき、防衛特別所得税を徴収し、納付する義務があります。

表1 改正項目タイムスケジュール
（○減税、●増税、－どちらともいえない）

2026年 (令和8年)	1月	—	個人事業の開業・廃業等届出書の提出期限の見直し
		○	基礎控除の引上げ、扶養親族などの所得要件の見直し
	3月	●	教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の終了
		○	自動車税環境性能割・軽自動車税環境性能割の廃止
	4月	●	防衛特別法人税の創設
		●	加熱式たばこの課税方式の見直し（第一段階）
10月	●	加熱式たばこの課税方式の見直し（第二段階）	
	○	インボイス制度に関する経過措置の見直し	
2027年 (令和9年)	1月	—	源泉徴収票の提出方法の見直し
		—	納期の特例申請・青色申告承認申請・青色専従者給与の届出、給与等支払事務所の開設等届出についての簡素化
		●	特定の基準所得の課税の特例について、基準所得金額の引下げと税率の引上げ
		●	防衛特別所得税（仮称）の創設と復興特別所得税の改正
	4月	●	たばこ税率0.5円/1本 引上げ
2028年	4月	●	たばこ税率0.5円/1本 引上げ
2029年	4月	●	たばこ税率0.5円/1本 引上げ

防衛特別所得税額は、その年分の基準所得税額に1%の税率を乗じて計算した金額で、令和9年以後の所得税について課税されます。

防衛特別所得税の創設に伴い、復興特別所得税が改正されます。具体的には、復興特別所得税の税率が従来の2.1%から1.1%に引き下げられます。ただし復興特別所得税の課税期間が、従来の令和19年までから、令和29年までに延長されます。

5 その他

中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例について、対象となる減価償却資産の取得価額が、30万円未満から40万円未満に引き上げられ

ます。所得税についても同様の措置が講じられます。

賃上げ促進税制については、中小企業向けの措置について、教育訓練費に係る上乗せ措置が廃止されますが、現行措置が維持されます。

住宅ローン控除について、一定の見直しがされたうえで、適用期限が5年間延長されます。

直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、令和8年3月31日までとされている教育資金管理契約に基づく信託等可能期間は、延長されません。同日までに拠出された金銭等については、引き続きこの措置を適用することができます。

NISAのつみたて投資枠について、口座開設ができる年齢の下限が撤廃されます。

表2 特定生産性向上設備等投資促進税制の対象資産

細 目	要 件
機械装置	1台又は1基の取得価額が160万円以上のもの
工具及び器具備品	それぞれ1台又は1基の取得価額が120万円以上のもの ※それぞれ1台又は1基の取得価額が40万円以上で、かつ、一事業年度におけるその取得価額の合計額が120万円以上のものを含む
建物	一の取得価額が1,000万円以上のもの
建物附属設備及び構築物	それぞれ一の取得価額が120万円以上のもの ※建物附属設備については、一の取得価額が60万円以上で、かつ、一事業年度におけるその取得価額の合計額が120万円以上のものを含む
ソフトウェア	一の取得価額が70万円以上のもの

表3 適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る税額控除の経過措置

課税期間	控除可能割合	
	従来	改正
～令和8年9月30日	仕入税額相当額の80%	仕入税額相当額の80%
令和8年10月1日～令和10年9月30日	仕入税額相当額の50%	仕入税額相当額の70%
令和10年10月1日～令和11年9月30日		仕入税額相当額の50%
令和11年10月1日～令和12年9月30日	控除なし	仕入税額相当額の30%
令和12年10月1日～令和13年9月30日		仕入税額相当額の30%
令和13年10月1日～		控除なし

3月の労務ピックアップ 治療と仕事の両立支援（努力義務）

新年度に向け、労働環境の向上や見直しを進めている企業もあることでしょう。

令和8年4月より労働施策総合推進法が改正され、事業主は、治療と就業の両立を支援するため必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされました。

就業による症状の増悪等を防止し、治療と就業との両立を支援するため、当該労働者からの相談に応じ、

適切に対応するために必要な体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めるというものです。

これらの措置は、労働者の不安解消・安心して働ける職場へとつなげていくことのできる施策の1つとも言えます。

厚生労働省ホームページ内「治療と仕事の両立について」では、両立支援のためのガイドライン、主治医への情報提供や意見を求める際の様式例、病状に応じた留意事項などがまとめられています。支援策を講じる際にご活用ください。

パソコン本体に組み込まれたソフトウェアの取り扱い

Q

資本金が300万円の会社である当社は、パソコンを1台27万円で購入しました。その際、販売管理用のソフトウェアを8万円で同時に購入し、そのソフトウェアを購入したパソコンにインストールして使用しています。このとき、全体で30万円を超えていますので、中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例を適用することはできませんか？

A

税務上、パソコン本体は有形減価償却資産、ソフトウェアは無形減価償却資産に該当しますので、別々の資産として取り扱われます。今回の事例は、パソコンにソフトウェアがインストールされていますが、これらを一体として取り扱うのではなく、パソコンとソフトウェアに区分して、それぞれについて適用の可否を判断することになります。

パソコンについては、取得価額が30万円未満です

ので、中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例を適用することができます。ただしこの特例は、適用を受ける事業年度における少額減価償却資産の取得価額の合計額が300万円までに限られます。

ソフトウェアについては、取得価額が10万円未満ですので、少額の減価償却資産に該当し、取得価額に相当する金額を損金経理した場合は、損金算入が認められます。

なお、ソフトウェアのうちWindowsなどのようにパソコンを作動させるうえで最低限必要とされるオペレーティングシステムのような基本ソフトについては、パソコン本体と一体のものとみなされますので、その取得費用はパソコン本体の取得価額に含めるべきと考えられます。



公的年金と住民税申告

公的年金等に係る雑所得の金額から所得控除を差し引くと残額がある人は、確定申告で税額を精算することになりますが、その年中の公的年金等の収入金額が400万円以下であり、かつ、その年分の公的年金等に係る雑所得以外の金額が20万円以下である場合には、確定申告の必要はありません。

これを公的年金等に係る確定申告不要制度といいます。

確定申告不要制度により所得税の確定申告をしなかった場合でも、公的年金等に係る雑所得以外の所得があるときは、住民税申告が必要です。また、公的年金等に係る雑所得のみがある人でも、「公的年金等の源泉徴収票」に記載されている控除（社会保険料控除や配偶者控除、扶養控除、基礎控除等）以外の各種控除の適用を受けるときも、住民税申告が必要です。

税務の豆知識

通勤手当の非課税限度額

役員や使用人などに通常の給与に加算して支給する通勤手当は、一定の限度額まで非課税となっています。

通勤のためにマイカーや自転車などを使用している人の非課税となる1か月当たりの限度額は、片道の通勤距離に応じて4,200円から38,700円と定められています。非課税限度額を超えて通勤手当を支給する場合は、超える部分の金額が給与として課税されます。なお通勤距離は、通勤経路に沿った長さで判定します。片道の通勤距離が2km未満の場合は、全額が給与として課税されます。

令和7年4月1日以後に支払われるべき通勤手当について、非課税限度額が引き上げられました。通勤距離が片道10km以上の各区分について、200円から7,100円引き上げられています。